

新旧対照表

○特定操縦技能審査口述ガイダンス

改正案				現行			
特定操縦技能審査口述ガイダンス				特定操縦技能審査口述ガイダンス			
特定操縦技能審査口述ガイダンス改正一覧表				特定操縦技能審査口述ガイダンス改正一覧表			
	改正番号	改正年月日	備考		改正番号	改正年月日	備考
1	国空航第801号	平成24年3月29日	制定	1	国空航第801号	平成24年3月29日	制定
2	改正国空航第46号	平成25年4月18日		2	改正国空航第46号	平成25年4月18日	
3	改正国空航第1041号	平成26年3月20日		3	改正国空航第1041号	平成26年3月20日	
4	改正国空航第945号	平成27年3月26日		4	改正国空航第945号	平成27年3月26日	
5	改正国空航第2656号	平成28年3月17日		5	改正国空航第2656号	平成28年3月17日	
6	改正国空航第9637号	平成29年3月6日		6	改正国空航第9637号	平成29年3月6日	
7	改正国空航第1548号	平成29年10月6日		7	改正国空航第1548号	平成29年10月6日	
8	改正国空航第2985号	平成31年3月29日		8	改正国空航第2985号	平成31年3月29日	
9	改正国空航第1806号	令和2年9月25日					

改正案	現行	
<p style="text-align: center;">飛行機編</p> <p>第1部</p> <p>1-1 最近の変更点</p> <p>1. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019. 1. 31]</p> <p>(1) 航空法第70条に定められた<u>アルコール又は薬物</u>に関する規制について説明して下さい。</p> <p>答：航空法第70条において、<u>アルコール又は薬物</u>の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないと定められている。また、航空法第70条の規定に違反した場合には、罰則（<u>3</u>年以下の懲役又は<u>50</u>万円以下の罰金）や行政処分（技能証明の取り消し又は1年以内の航空業務の停止）の対象となる。</p> <p>(2) 航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明してください。</p> <p>答：アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれが</p>	<p style="text-align: center;">飛行機編</p> <p>第1部</p> <p>1-1 最近の変更点</p> <p>1. 操縦士の飲酒に関する基準の制定について [2019. 1. 31]</p> <p>(1) 航空法第70条に定められた<u>酒精飲料（アルコール）又は麻酔剤その他の薬品</u>に関する規制について説明して下さい。</p> <p>答：航空法第70条において、<u>酒精飲料（アルコール）又は麻酔剤その他の薬品</u>の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、航空業務を行ってはならないと定められている。また、航空法第70条の規定に違反した場合には、罰則（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）や行政処分（技能証明の取り消し又は1年以内の航空業務の停止）の対象となる。</p> <p>(2) 航空機乗組員の飲酒による運航への影響やルールについて説明してください。</p> <p>答：アルコールによる身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量</p>	<p>航空法第70条に表記を揃える。</p>

<p>ある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態で（呼気アルコール濃度 0.09mg/l未満であっても）航空業務を行ってはいけない。</p> <p><u>定められた禁酒時間前や翌日にフライトを予定している場合等は、過度な飲酒を控えるとともに、アルコール検知器を使って客観的に確認することも重要。</u></p> <p>（参考 1）国交省 HP 報道発表資料 操縦士の飲酒基準について [2019 年 1 月 31 日]  <a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html</a></p> <p><u>（参考 2）国交省 HP 報道発表資料 運航乗務員の飲酒に起因する不適切な事案の再発を防止するための対策強化について[2019 年 10 月 8 日]</u>  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000182.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000182.html</a></p> <p>（参考 3）航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）（国空航第 2278 号 H31. 1. 31）</p> <p>（参考 4）航空機乗組員のアルコール検査実施要領（国空航第 2282 号 H31. 1. 31）</p> <p><u>（参考 5）自家用航空機の操縦士に対する酒気帯びの有無の確認について（R2.4.13～）</u>  <a href="https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000052.html">https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000052.html</a></p>	<p>であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態で（呼気アルコール濃度 0.09mg/l未満であっても）航空業務を行ってはいけない。</p> <p>乗務前日の飲酒を控えるとともに、アルコール検知器を使って客観的に確認することも必要。</p> <p>（参考 1）国交省 HP 報道発表資料 操縦士の飲酒基準について [2019 年 1 月 31 日]  <a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000148.html</a></p> <p>（参考 2）航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第 70 条関係）（国空航第 2278 号 H31. 1. 31）</p> <p>（参考 3）航空機乗組員のアルコール検査実施要領（国空航第 2282 号 H31. 1. 31）</p>	
--	---	--

<p>2. 運輸安全委員会の勧告について</p> <p>(1) <u>ソカタ式TBM700型N702AVの航空事故に係る勧告について (運委参第30号) [2019.7.25]</u></p> <p>1) <u>技能証明と同一の種類及び等級の航空機であっても操縦経験を有しない型式の航空機を操縦する場合に受ける教育訓練の必要性を説明してください。</u></p> <p>答：<u>当該型式機を適切に運航するための知識や技術が相違するもの等があるため。</u></p> <p>2) <u>教育訓練を受ける必要がある場合を説明してください。</u></p> <p>答</p> <p>イ) <u>操縦経験のない型式の飛行機を操縦する場合 (当該機の等級が、多発ピストン機並びに単発及び多発タービン機であるときに限る。)</u>。</p> <p>ロ) <u>可変ピッチプロペラを装備した飛行機を初めて操縦する場合。</u></p> <p>ハ) <u>引込式の着陸装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。</u></p> <p>ニ) <u>過給機を有する発動機を装備した飛行機を初めて操縦する場合。</u></p> <p>ホ) <u>出力が200馬力を超える発動機を装備した飛行機を初めて操縦する場合。</u></p> <p>ヘ) <u>電子飛行計器システム (EFIS) を装備した飛行機を初め</u></p>	<p>2. 運輸安全委員会の勧告について</p>	<p>技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であつて、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン令和2年6月29日制定 (国空航第1055号) 制定に伴う追加</p>
--	--------------------------	--

て操縦する場合。

ト) デジタル電子エンジン制御装置 (FADEC等) を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

チ) 高揚力装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

リ) 与圧装置を装備した飛行機を初めて操縦する場合。

ヌ) 尾輪式の飛行機を初めて操縦する場合。

3) 教育訓練の内容に含まれるものを説明してください。

答) 学科教育には以下の内容が含まれる。

・機体概要及び構造

・運用限界及び性能

・諸系統及び取扱い

・通常及び緊急操作の手順

なお、(1) - (2) リ) に係る学科教育については、上記に加え、次の内容が含まれる。

・高高度の空気力学及び気象学

・呼吸運動

・低酸素症その他の高度病の影響、症状及び原因

・酸素補給がない場合の意識持続時間

・長時間の酸素補給による影響

・ガス膨張及び気泡形成の原因及び影響

・ガス膨張、気泡形成及び高度病の予防策

・減圧による物理現象

・高高度飛行に関するその他の生理学的側面

実技教育には以下のものが含まれる。

○ (1) - 2) イ) ~チ) 関係

- ・離陸から着陸までの通常操作
- ・異常及び緊急操作
- ・技量確認

○ (1) - 2) リ) 関係

- ・離陸から着陸までの通常操作
- ・高高度における通常の巡航飛行
- ・急減圧時の緊急操作 (模擬によるものとし、実際には減圧しないこと。)
- ・緊急降下手順
- ・技量確認

○ (1) - 2) ス) 関係

- ・地上滑走中の視認性
- ・通常及び横風における離陸から着陸までの通常操作
- ・接線着陸 (製造者が当該着陸方法を推奨していない場合を除く。)
- ・着陸復行

4) 教育訓練を受けずとも学習を行う必要がある場合及び学習内容を説明してください。

答 上記 (1) - 2) の各項に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合には、(1) - 3) 各項に係る知識を習得する必要があります。

(参考1) 技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場

合等の教育訓練に関するガイドライン令和2年6月29日 制定  
(国空航第1055号)

(2) セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告について (運委参第81号) [2018.8.30]

(3) パイパー式PA-46-350P型JA4060の航空事故に係る勧告について (運委参第89号) [2017.7.18]

(4) パイパー式PA-46-350P型JA701Mの航空事故に係る勧告について (運委参第318号) (2012.9.28)

(1) セスナ式172P型JA3989の航空事故に係る勧告について (運委参第81号) [2018.8.30]

(2) パイパー式PA-46-350P型JA4060の航空事故に係る勧告について (運委参第89号) [2017.7.18]

(3) パイパー式PA-46-350P型JA701Mの航空事故に係る勧告について (運委参第318号) (2012.9.28)

<p>第2部</p> <p>1-2 一般知識</p> <p>1. 有視界飛行方式に関する諸規則</p> <p>(6) 特別有視界飛行方式 (Special VFR) について以下の質問の内1つを答えさせる。</p> <p>(参考) 管制方式基準の改正 (2014. 11. 13) 概要 管制圏と情報圏における離着陸と通過飛行について、改正前と改正後の比較表</p> <p>イ 情報圏内の飛行</p> <p>図中、気象状態 (IMC 地上規程、1500m 以上)、空中 (IMC) 改正後 <u>S-VFR</u></p>	<p>第2部</p> <p>1-2 一般知識</p> <p>1. 有視界飛行方式に関する諸規則</p> <p>(6) 特別有視界飛行方式 (Special VFR) について以下の質問の内1つを答えさせる。</p> <p>(参考) 管制方式基準の改正 (2014. 11. 13) 概要 管制圏と情報圏における離着陸と通過飛行について、改正前と改正後の比較表</p> <p>イ 情報圏内の飛行</p> <p>図中、気象状態 (IMC 地上規程、1500m 以上)、空中 (IMC) 改正後 VFR</p>	<p>誤謬訂正</p>
---	--	-------------